

不法投棄等への対策

既に発生した不法投棄への対策

- 不法投棄等については、行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去事業を実施。都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

未然防止策(パトロール等)別途予算措置

産廃特措法に基づく支援(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象※)

- 有害産業廃棄物 1/2補助 その他の産業廃棄物 1/3補助。所要額 4,313,663千円【平成24年度補正】
補助対象者=都道府県、廃棄物処理法上の政令市
- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで 期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 各都道府県等が実施する廃棄物の処理事業等へ財政支援。

※平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については別途の財政支援措置。

更なる問題として……

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等の利活用が進まず、「負の遺産」化「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難

不法投棄等の跡地等における利活用方策検討に係る事業

- モデル区域の選定(不法投棄等支障除去等事業跡地又は埋立終了後の最終処分場)
 - 利活用方策モデル案の設計 等
- ・補助率: 1/2 ・所要額: 25,000千円【平成24年度補正】
・補助先: 都道府県、廃棄物処理法上の政令市

- ・ 不法投棄等の跡地等の利活用促進、「負の遺産」の解消
- ・ 最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭、立地促進